

徳島県告示第四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称		所在地	開設者	変更年月日
旧	新			
徳島赤十字ひのめね総合療育センター	徳島赤十字ひのめね医療療育センター	小松島市中田町新開四一	日本赤十字社徳島県支部	同 四月一日
あおぞら内科循環器クリニック	むらかみ内科クリニック	阿南市羽ノ浦町宮倉太田三五二	医療法人むらかみ内科	令和五年二月一日
あおぞら内科	あおいそら在宅診療所	吉野川市鴨島町知恵島字北須賀東七二〇七	医療法人はれの日	同